

# 低入札価格調査の概要及び実施方法について

秩父広域市町村圏組合財務課

建設工事に係る低入札価格調査は、秩父広域市町村圏組合建設工事低入札価格調査制度試行要綱（以下「試行要綱」という。）及び秩父広域市町村圏組合建設工事低入札価格調査制度運用基準（以下「運用基準」という。）に定めるほか、調査の実施方法等に関しては以下のとおりです。

入札参加者には、あらかじめ当内容を熟知し、低入札価格調査の円滑な執行にご協力ください。

## I 低入札価格調査の概要

### 1 対象となる入札

設計金額が4,500万円以上の建設工事のうち、令和8年度は数件に対して試行的に実施します。

### 2 調査基準価格の設定

算出方法は、運用基準第2条によります。

### 3 失格基準価格の設定等

算出方法は、運用基準第3条によります。

※設定された失格基準価格を下回る入札をした者は、失格となります。この場合、調査は実施しません。

### 4 低入札価格調査対象者に対する調査の実施

低入札価格調査の実施方法は、試行要綱第7条及び「II 低入札価格調査対象者に対する調査の実施」によります。

### 5 低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件の設定

適切な履行及び品質確保等の確実性を担保するため、低入札価格調査を経て契約する工事には以下のとおり条件等が付されます。

(1) 契約後に「追跡調査」を実施します。

詳しくは「追跡調査の実施方法について」を確認してください。

(2) 他工事の現場代理人や技術者との兼務はできません。

(「秩父広域市町村圏組合現場代理人及び現場責任者の常駐義務の緩和に関する取扱要領」、「秩父広域市町村圏組合建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」、「秩父広域市町村圏組合発注工事における専任特例監理技術者等の配置に係る試行要領」は適用除外となります。)

## II 低入札価格調査対象者に対する調査の実施

### 1 調査の対象者

調査基準価格を下回りかつ、失格基準価格以上の金額で入札をした者のうち最低価格入札者（以下「第一順位者」という。）の調査を実施します。また第一順位者を落札者としなない場合は次の順位の入札者の調査を実施します。

なお、入札の状況や工事の内容等により、第一順位者以外、複数の者の低入札価格調査対象者に対する調査を同時に行うことがあります。

### 2 調査内容等

低入札価格調査対象者に対する確認事項等は、運用基準様式第1号を標準とします。

なお、必要に応じて参考様式を提出してください。詳しくは、工事担当課からの指示にしたがってください。

### 3 調査及び落札決定までの期間

入札執行後7日以内に、第一順位者に対して事情聴取や確認、照会その他の調査を実施します。

調査の結果を踏まえ、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認める場合は、落札者を決定します。

原則として入札執行後21日以内に調査対象者を落札者とするか否かを決定します。